		三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 五　積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。 六　航海中、積載場所を通風しないこと。 七　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 八　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
ピートモス	PEAT MOSS	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　船積み前、貨物を覆いの下で貯蔵し、乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九　積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測すること。 十　貨物の表層以外の通風をしないこと。
焼成硫化鉄鉱	PYRITES, CALCINED (Calcined Pyrites)	一　食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二　可能な限り、積載場所を清掃し、かつ、乾燥させるものとすること。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		七　積載場所に天井板を設置しないこと。やむを得ず天井板を設置する場合には、当該場所の天井板とハッチの間に貨物が入ることを防止するための措置をとること。 八　積載場所の貨物と接触する部分は、腐食を防止するための措置を講じること。 九　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
砂（重鉱物）	SAND, HEAVY MINERAL	一　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1)　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2)　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 五　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条第2項及び第3項関係）

品名	積載の方法
アルミナ精鉱	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。